

## 議案第39号

### 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和5年3月31日に次のとおり専決処分したので、その承認を求める。

#### 新座市都市計画税条例の一部を改正する条例

新座市都市計画税条例（昭和42年新座市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
附 則 （法附則第15条第32項の条例で定める割合） 2 法附則第15条第32項の条例で定める割合は、2分の1とする。  （法附則第15条第33項の条例で定める割合） 3 法附則第15条第33項の条例で定める割合は、3分の2とする。  16 法附則第15条第1項、 <u>第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第32項、第33項、第35項、第39項若しくは第46項、</u> 第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第27項から第30項まで」とあるのは「若しくは第27項から第30項まで又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。	附 則 （法附則第15条第33項の条例で定める割合） 2 法附則第15条第33項の条例で定める割合は、2分の1とする。  （法附則第15条第34項の条例で定める割合） 3 法附則第15条第34項の条例で定める割合は、3分の2とする。  16 法附則第15条第1項、 <u>第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第33項、第34項、第36項若しくは第40項、</u> 第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第27項から第30項まで」とあるのは「若しくは第27項から第30項まで又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

#### 附 則

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 改正後の新座市都市計画税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

令和5年5月31日提出

新座市長 並 木 傑

#### 提 案 理 由

地方税法の一部改正に伴い、新座市都市計画税条例の一部を緊急に改正する必要が生じ、令和5年3月31日に新座市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。